

## 平成26年度第1回ヒトを対象とする研究倫理委員会 議事要録

日 時 平成26年4月25日（金）10時35分～13時00分

場 所 事務局別館1A会議室 及び イノベーション社会連携推進機構218室（テレビ会議）

出席者 竹之内、松田、山本裕、岡田、鈴木、海老澤、石崎、福井（東の代理）の各委員

欠席者 山本雅、香野、新井の各委員

議事に先立ち、福井研究協力課長から、委員長が選出されるまでの間、進行を務める旨発言があった。また、平成25年度第4回ヒトを対象とする研究倫理委員会の議事要録の確認があり、これを承認した。なお、議事要録のI-1-3については引き続きの検討課題であることを確認した。

### I 議事

#### 1. 委員長の選出について

福井研究協力課長から、静岡大学ヒトを対象とする研究に関する規則第13条に基づき、委員の互選により委員長を選出したい旨発言があり、竹之内委員が推薦され、これを承認した。

#### 2. ヒトを対象とする研究に関する倫理審査について

委員長から、資料2に基づき12件の申請がある旨説明があり、種々意見交換を行った結果、3件が承認、9件が条件付き承認となった。

各課題の審議結果と要改善点は以下のとおり。

登録番号14-1：承認（要望あり）

- ・ 研究協力依頼書や同意書等において、「人文社会 科学」とし、脱字を改める。

登録番号14-2：条件付承認

- ・ 申請書1の研究題目から「(仮)」を削除する。
- ・ 申請書5にある「知覚レベル」「感覚レベル」の意味の違いについて確認する。
- ・ 同意書①と②の説明者氏名は自署にする。

登録番号14-3：条件付承認

- ・ 申請書6（3）の経費を「運営 費 交付金」とし、脱字を改める。
- ・ インタビュー調査のお願い2において「調査協力者」の使用に混同があるため、この冒頭は「インタビューは調査者（研究者）と研究補助者1名の2名で行います。」に改める。
- ・ 同意書①と②の説明者氏名は自署にする。

登録番号14-4：条件付承認

- ・ 申請書5の研究の必要性について、文献的な裏付けも含めて、より納得のいく説明を記載する。
- ・ 同意書①と②の説明者氏名は自署にする。
- ・ 研究実施者に今回の研究に関連する専門職的な背景があるならば、それを記載する。

登録番号14-5：承認（要望あり）

- ・ インタビュー調査ご協力のお願ひにある「筆者」を「調査者」に改める。
- ・ 同意書①と②の説明者氏名は自署にする。

#### 登録番号 14-6 : 条件付承認

- ・ 申請書 2 に白井先生を追記する。
- ・ 申請書 3 の「修士論文作成のための院生の個人研究である」を削除する。
- ・ 申請書 6 (4) の参与観察時の記録方法について「フィールドノート」の記載しかないが、「参与観察調査協力依頼書」中の誓約書 3 には「許可なく写真撮影や録音はいたしません」とあり、写真撮影や録音を行うことを示唆する記載があるので、申請書に写真撮影や録音の実施について加筆する。
- ・ 各種 調査協力依頼書の研究実施者名の下に、指導教員の名前を記載する。

#### 登録番号 14-7 : 条件付承認

- ・ 申請書 6 (4) において、音声データをゼミおよび指導教員との検討に使用する旨の記載があるが、生データを指導教員以外に聞かせることに問題があるので、「ゼミおよび」を削除するか、実際に検討に用いる場合はその旨を調査協力依頼書に明記する。
- ・ 同意書①と②の説明者氏名は自署にする。

#### 登録番号 14-8 : 条件付承認

- ・ 申請書 6 (4) において、パソコンは外部（インターネット）に接続していないものを使用する旨を記載する。
- ・ アンケート用紙に生徒番号を書く必要があるのか確認をする。生徒番号を書く場合は個人が特定できてしまうため、本人および保護者の同意が必要となる。
- ・ 申請書 7 (3) の記述に基づき、アンケート用紙に回答したくなければ途中で回答をやめてもいい旨を明記する。

#### 登録番号 14-9 : 条件付承認

- ・ 申請書 6 (2) について、実施期間は承認日以降とする。
- ・ 申請書 6 (4) について、資料の保存期間は研究期間終了から 5 年間とする旨明記する。

#### 登録番号 14-10 : 条件付承認

- ・ 共同研究機関の倫理委員会の承認通知、またはその代表者の承諾書を添付する。
- ・ 申請書 6 (2) について、実施期間は承認日以降とする。
- ・ 申請書 7 (3) において、「、もしくは成年後見制度を利用している場合は成年後見人」を削除し、本人の代理として研究協力を同意できるのは家族のみとする。
- ・ 同意書 1 2 において「研究 期間 中」とし、誤字を改める。また、「医師 と 家族 の判断で…」という表現に改める。
- ・ 同意書において、家族が代諾する際の署名欄と続柄を記入する欄を設ける。

#### 登録番号 14-11 : 承認（要望なし）

#### 登録番号 12-22 : 条件付承認

- ・ 申請書 5 において、データの保存期間を「研究期間終了まで」から「研究期間終了後、5 年間」と改める。

### 3. 研究データ・資料等に関する倫理審査について

委員長から、教員が他大学などに転出した場合の研究データの保管方法と、保存期間（5 年）後に研究データが廃棄されたことをどのように確認するのか、について検討する必要がある旨発言があった。

## II 報告事項

1. 平成25年度ヒトを対象とする研究に関する研修会について  
特になし。

## III その他

条件付承認となった申請については、部局の委員を通して再提出された申請書を研究協力課がメール審議に諮ること、審議期間はおよそ1週間とすることを確認した。

また、次回委員会にて審議すべき事項として以下の点を確認した。

- ・現在の委員会開催は原則1年度3回となっているが、もう1回審査の機会を増やしてはどうか、という要望が出ていることについて。
- ・来年度からは、倫理研修会またはWeb研修の受講を、ヒトを対象とする研究の倫理審査申請の必須条件とするが、Web研修のシステム構築についてスケジュールを決める必要があること。
- ・Web研修が主流となった場合の、倫理研修会の実施意義・形態について。
- ・電子工学研究所と大学教育センターを本務とする教員がそれぞれ実施している、ヒトを対象とする研究がある。この教員には部局内でヒトを対象とする研究倫理を啓発する、という役目もあるため、本委員会委員として選出する必要があるのではないか、ということについて。

以上